

終身ガン保障保険(無解約返戻金型)

ご契約に際しての重要事項

(契約概要・注意喚起情報)

「契約概要」と「注意喚起情報」から構成されています。
お申し込み前に必ずお読みください。

終身ガン保障保険(無解約返戻金型)

ご契約に際しての重要事項

契約概要

ご契約前に必ずよくお読みください。

「契約概要」には、ご契約の内容に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を理解いただくため、特にご確認いただきたい情報を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

また、「注意喚起情報」も必ずあわせてご確認ください。

代表事例を用いて説明しています。

契約概要に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、その概要や代表事例を示しています。支払事由や給付に際しての制限事項などの詳細ならびに主な保険用語の説明については、**後ほどお送りする「ご契約のしおり・約款」**に記載していますのでご確認ください。また、個別の具体的な数値などについては、「パンフレット」、「設計書」、「申込書」などでご確認ください。

記載の内容は2023年12月現在のものです。

1 商品の特徴

責任開始日以後に、ガンと診断確定されたとき、所定のガンの治療を受けたときなどに、月ごとに給付金を受け取ることができる、終身タイプの商品です。

また、各種特約を付加することにより、患者申出療養や公的医療保険制度の給付対象とならない療養や先進医療による療養など、さまざまなガン治療にも備えることができます。

なお、過去1年間喫煙歴がない方は割安な保険料でお申し込みいただけます。

※ この保険においてガンとは、悪性新生物および上皮内新生物をいいます。

以下は代表的な事例です。お申し込みいただく内容については、パンフレット、設計書、申込書などをご確認ください。
特約については、契約された特約のみからのお支払いとなります。

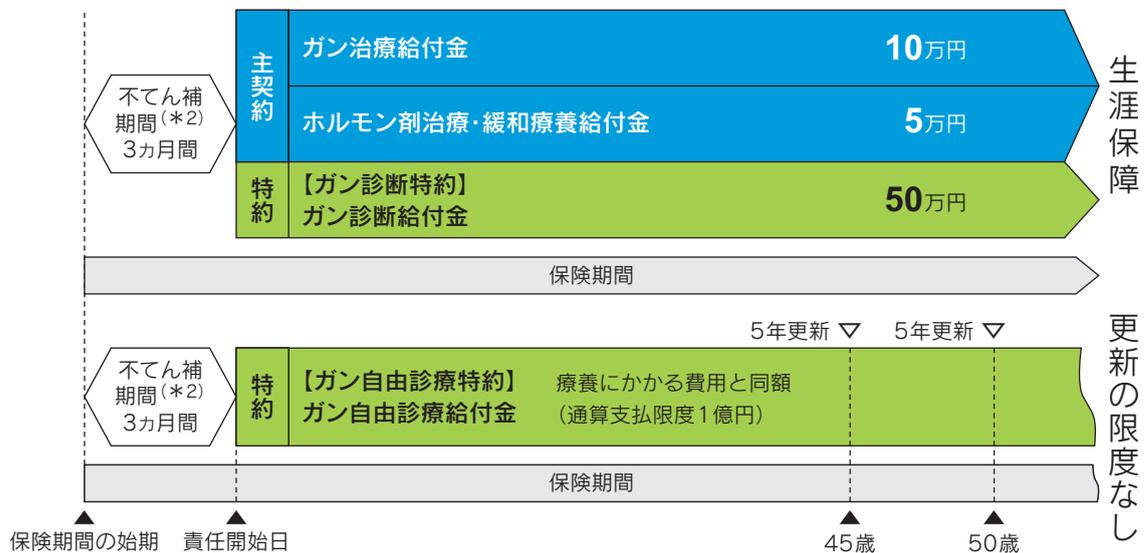
ご契約例

主契約	終身ガン保障保険(無解約返戻金型) ガン治療給付金額:10万円	
特約	ガン診断特約 ガン診断給付金額:50万円 ガン自由診療特約	
被保険者	契約年齢40歳 男性	
保険期間	終身(ガン自由診療特約は5年)	
保険料払込期間	終身(全期払)(ガン自由診療特約は5年)	
保険料の払込方法(経路)	口座振替	
保険料の払込方法(回数)	月払	
保険料	非喫煙保険料率	2,765円(*1)
	喫煙保険料率	3,730円(*1)

*1 ご契約例のガン自由診療特約の保険料は490円です(「喫煙にかかわる保険料率」の設定はありません)。
更新後のこの特約の保険料は、更新時の年齢および保険料率で計算するため、変更となる場合があります。

責任開始日以後に診断確定されたガンを保障します。

保障内容の詳細については、[4目主な保障内容\(主契約・特約\)について](#)を参照ください。



*2 保険期間の始期以後であっても保障されない期間をいいます。

上記のほかにも付加できる特約があります。各特約の詳細は、[5目主な保障内容\(特約\)について](#)を参照ください。

保険料率について

契約年齢が20歳以上の場合、喫煙に関する告知^(※3)により、「非喫煙保険料率」または「喫煙保険料率」のいずれかの保険料率が適用されます。「非喫煙保険料率」が適用された場合、「喫煙保険料率」よりも保険料が割安になります。

契約年齢が20歳未満の場合、「非喫煙保険料率」となります。

なお、ご契約後喫煙状況が変わった場合でも、契約時点の「喫煙にかかわる保険料率」が変更となることはありません。

※3 ご契約時に告知いただいた内容が、事実と異なる場合には、ご契約または特約を解除することがあります。なお、いただいた告知に関して、ご契約後に告知内容の確認やコチニン検査の追加を求める場合がありますのでご了承ください。コチニン検査の結果によっては、非喫煙保険料率を適用できない場合があります。

※ 契約年齢にかかわらず、ガン先進医療特約およびガン自由診療特約には、「喫煙にかかわる保険料率」の設定はありません。

3 保障(責任)の開始について

保険期間の始期の属する日からその日を含めて3ヵ月経過後に初めて到来する、保険期間の始期の属する日の月単位の応当日(応当日のない場合は、その月の末日)を責任開始日とし、その日から保障を開始します。

「保険期間の始期」とは、お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合、保険料の払込方法(回数)に応じて、次の時をいいます。

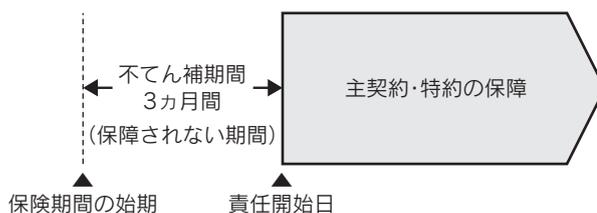
保険料の払込方法<回数>	保険期間の始期
月払	保険契約のお申し込みを受けた時 ^(※1) または告知の時のいずれか遅い時 ^(※2)
半年払・年払	次のいずれかの時 ①保険契約のお申し込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合は、第1回保険料を受け取った時 ^(※3) ②第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約のお申し込みを承諾した場合は、告知の時または第1回保険料相当額を受け取った時 ^(※3) のいずれか遅い時

※1 保険契約のお申し込みを受けた時とは、当社または当社の担当者が申込書を受領した時をいいます。

なお、情報端末を利用したお申し込みの場合は契約者が情報端末の画面上で署名をされた時、インターネットから保険契約のお申し込みを行った場合は保険契約のお申し込みを当社が受信した時をいいます。

※2 特約を中途付加した場合は、告知または第1回保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時となります。

※3 クレジットカードによるお支払いの場合、当社がクレジットカードの有効性などを確認した時に第1回保険料を受け取ったものとし(クレジットカードはお取り扱いできない場合もありますのであらかじめご了承ください)。





責任開始日前にガンと診断確定されたことによる無効

責任開始日の前日までにガンと診断確定されていた場合は、契約者または被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらずご契約は無効となります。なお、告知以前にガンと診断確定されていた事実を契約者または被保険者が知っていたときは、既払込保険料はお返ししません。

不てん補期間中の保険料の払い込みについて

保険料は、契約日からその日を含めて3ヵ月経過後に初めて到来する月単位の契約応当日（契約応当日がない場合は、その月の末日）以後の保険期間に対してお支払いいただきます（中途付加する場合の特約を除きます）。そのため、不てん補期間中の保険料の払い込みは不要ですが、保険料を割り引いているものではありません。

※ 特約を中途付加する場合の保険料は、特約の保険期間の始期以後の保険期間に対してお支払いいただきます。

4

主な保障内容(主契約)について

支払事由・支払額

主契約	名称	支払事由	支払額
終身ガン保障保険 (無解約返戻金型)	ガン治療給付金	[初回] 責任開始日以後に、責任開始日前を含めて初めてガンと診断確定されたとき [2回目以降] 初回の支払事由に該当した日の翌日以後に、診断確定されたガンの治療を目的として、手術(*1)、放射線治療(*2)、抗がん剤治療(*3)、在宅医療(*4)のいずれかを受けたとき、または1日以上入院したとき	支払事由に該当した日が属する月ごとにガン治療給付金額
	ホルモン剤治療・緩和療養給付金	ガン治療給付金の初回の支払事由に該当した日の翌日以後に、次のいずれかに該当したとき ・責任開始日以後に、診断確定されたガンの治療を目的として、ホルモン剤治療(*5)を受けたとき ・責任開始日以後に、診断確定されたガンの、ガン性疼痛などの各種症状の緩和を目的とする緩和療養(疼痛緩和薬による薬剤治療(*6)、神経ブロック(*7))を受けたとき	支払事由に該当した日が属する月ごとにガン治療給付金額の50%

*1 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(以下、すべての項目において「医科診療報酬点数表」といいます)に手術料の算定対象として列挙されている診療行為または輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植をいいます。

*2 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(血液照射は除く)をいいます。

*3 医科診療報酬点数表または公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表(以下、すべての項目において「歯科診療報酬点数表」といいます)により所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定されたものをいいます。

- ※ 4 医科診療報酬点数表により在宅患者診療・指導料(往診料および救急搬送診療料を除く)が算定されたものをいいます。
- ※ 5 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により所定のホルモン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定されたものをいいます。
- ※ 6 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により疼痛緩和薬(オピオイド鎮痛薬)にかかる薬剤料または処方せん料が算定されたものをいいます(手術時などの麻酔導入または手術による傷の痛み止めに伴って使用された場合を除きます)。
- ※ 7 医科診療報酬点数表により神経ブロック料が算定されたものをいいます(手術時などの麻酔導入または手術による傷の痛み止めに伴って実施された場合を除きます)。
- ※ 手術または放射線治療について、医科診療報酬点数表に手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表においても手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- ※ 抗がん剤治療、ホルモン剤治療または疼痛緩和薬による薬剤治療について、「医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により抗がん剤、ホルモン剤または疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定されたもの」には、医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または診断群分類点数表により算定される診療報酬に、抗がん剤、ホルモン剤または疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料に相当する費用が含まれる場合を含みます。
- ※ 抗がん剤、ホルモン剤、疼痛緩和薬が経口による投与で行われた場合、医師が作成した処方せんに基づく投薬期間に属する日(ただし、被保険者が死亡した日の翌日以後の日を除きます)は抗がん剤治療、ホルモン剤治療、疼痛緩和薬による薬剤治療を受けたものとして取り扱います。

支払限度

給付金名	支払限度
ガン治療給付金	保険期間を通じて支払回数に限度はありません ただし、支払事由に該当するたびに月ごとにガン治療給付金および ホルモン剤治療・緩和療養給付金のいずれか1回の支払を限度とします
ホルモン剤治療・緩和療養給付金	

- ※ 同一の月にガン治療給付金およびホルモン剤治療・緩和療養給付金の支払事由に2回以上該当したときは、そのうちいずれか1つの支払事由に対してのみ支払い、重複してお支払いしません。
- ※ ホルモン剤治療・緩和療養給付金が支払われた後に、同一の月の異なる治療によるガン治療給付金の請求を受け、その治療についてガン治療給付金が支払われる場合は、支払額からホルモン剤治療・緩和療養給付金を差し引いた金額をガン治療給付金としてお支払いします。

保険料払込期間満了後死亡保険金について

保険料払込期間が保険期間と異なる場合(短期払)、保険料払込期間満了後に死亡された場合には、保険料払込期間満了後死亡保険金をお支払いします。

名称	支払事由	支払額
保険料払込期間満了後死亡保険金	保険料払込期間が満了する日の翌日以後に死亡したとき	ガン治療給付金額の50%相当額

- ※ 保険料払込期間が終身の場合(全期払)、死亡時の保障はありません。

特約については、契約された特約のみからのお支払いとなります。

対象となるガンなど、各特約の詳細については、[目録 ご契約のしおり・約款](#) を参照ください。

※ 各特約は、主契約の契約日からその日を含めて1年間は中途付加することができません。なお、ガン保険料払込免除特約は中途付加することはできません。

※ 主契約が消滅した場合には、各特約も消滅します。

特約	名称	支払事由	支払額
ガン診断特約	ガン診断給付金	<p>[初回] この特約の責任開始日以後に、責任開始日前を含めて初めてガンと診断確定されたとき</p> <p>[2回目以降] 初回の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、次のいずれかに該当したとき</p> <p>①既に診断確定されたガンを治療したことにより、ガンが認められない状態となり、その後初めてガンが再発したと診断確定されたとき</p> <p>②既に診断確定されたガンが他の臓器(同一の種類臓器が複数ある場合、それらは同じ臓器とみなします。以下同様)に転移したと診断確定されたとき(ただし、その転移の以前においてその臓器に既にガンが生じていた場合を除きます)</p> <p>③既に診断確定されたガンとは関係なく、ガンが他の臓器に新たに生じたと診断確定されたとき</p>	<p>ガン診断給付金額</p> <p>支払限度: 保険期間を通じて支払回数に限度はなし (ただし、支払事由に該当するたびに1年に1回の支払を限度)</p>

初回の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、診断確定されたガンの治療を目的として、以下のいずれかに該当したときは、ガン診断給付金の支払事由に該当したものとみなします。

- ・手術(*1)を受けたとき
- ・放射線治療(*2)を受けたとき
- ・抗がん剤治療(*3)を受けたとき

*1 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為または輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植をいいます。歯科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

*2 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(血液照射は除く)をいいます。歯科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

*3 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定されたものをいいます。医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または診断群分類点数表により算定される診療報酬に、所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料に相当する費用が含まれる場合を含みます。

なお、抗がん剤が経口による投与で、医師が作成した処方せんに基づく当該抗がん剤の投薬期間に属する日のうち、当該抗がん剤を投与すべきとされた日(ただし、被保険者が死亡した日の翌日以後の日を除きます)は、抗がん剤治療を受けたものとして取り扱います。

特約	名称	支払事由	支払額
ガン自由診療特約	ガン自由診療給付金	<p>この特約の保険期間中に、この特約の責任開始日以後に、診断確定されたガンの治療を目的として、次のいずれかの療養で入院または通院(*4)をしたとき</p> <p>①患者申出療養または評価療養</p> <p>②特定病院において行われる公的医療保険制度の給付対象とならない療養(患者申出療養および評価療養を除きます)</p> <p>ただし、次の療養は除きます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進医療による療養 ・乳房再建術や乳輪・乳頭再建術などの形成再建手術 ・遺伝子パネル検査(上記②の場合) 	<p>療養にかかる費用(*5)と同額</p> <p>支払限度: 通算支払限度1億円(*6)(*7)</p>

※ 当社のガン自由診療特約には、重複してご契約いただくことはできません。

*4 通院とは、医師または歯科医師による治療が必要なため、病院または診療所における外来または往診により、治療を受けることをいいます。なお、治療を目的とする療養が行われる通院には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取のみの通院は該当しません。

*5 療養にかかる費用については、以下のとおりとなります。

ガン自由診療給付金の支払事由②に該当する場合は、その療養と併せてなされる食事療養および生活療養に要する費用のうち、公的医療保険制度に定める入院時食事療養費および入院時生活療養費(食事療養標準負担額および生活療養標準負担額を含みます)に相当する費用を含みます。

ガン自由診療給付金の支払事由②に該当する場合で、ガン自由診療給付金の療養にかかる費用のうち、未承認薬にかかる費用については、その未承認薬ごとの販売単価の2.5倍を基準とし、被保険者が診断確定されたガンの治療を目的として使用されるその未承認薬ごとの用量に応じて計算した金額を限度とします。

未承認薬の販売単価は、当社が合理的に参照可能で、必要書類が当社に到達した日における日本国外の市場流通価格がある場合は、その価格によります。

未承認薬の販売単価が外国通貨建の場合は、必要書類が当社に到達した日(その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直前のその金融機関の営業日とします)における当社の指定する金融機関が公示する対顧客電信相場仲値(TTM)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最終の公示値とします)を用いて日本国通貨建に換算します。

次の費用は支払対象外となります。

支払事由①に該当する場合

- ・公的医療保険制度による保険給付がなされるべき費用
- ・選定療養にかかる費用(いわゆる差額ベッド代など)

支払事由②に該当する場合

- ・選定療養の特別の療養環境の提供に関する費用に相当する費用
- ・医師に意見を求める行為(いわゆるセカンドオピニオンなど)のために要した費用

*6 更新前後の保険期間を継続した保険期間とみなして支払額を通算します。

*7 ガン自由診療給付金の支払額が通算して1億円に達したとき、この特約は消滅します。

<p>・患者申出療養 … 公的医療保険制度に基づき、厚生労働大臣が定める患者申出療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であつて、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行なわれるものに限ります）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養等、厚生労働大臣が定める患者申出療養でなくなっているものは除きます。</p> <p>最新の情報は厚生労働省のホームページを参照ください。</p>					
<p>・評価療養 …… 将来的に、公的医療保険制度における保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行なうことが必要な療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるもの、または厚生労働大臣が定める条件および期間の範囲内で病院または診療所において行なわれるものに限ります）をいいます。</p> <p>最新の情報は厚生労働省のホームページを参照ください。</p>					
<p>・特定病院 …… 支払事由における特定病院とは、療養を受けた時点で、厚生労働大臣が指定し、もしくは厚生労働大臣による承認を受けた病院、または公益社団法人日本臨床腫瘍学会によって認定研修施設と認められた施設で、以下の通りです。</p> <p>最新の対象となる特定病院は厚生労働省または日本臨床腫瘍学会のホームページを参照ください。</p> <p>なお、これらと同等と当社が認めた病院または診療所を含みます。</p> <table border="1" data-bbox="475 846 1401 1115"> <tr> <td rowspan="2">がん診療連携拠点病院等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県がん診療連携拠点病院 ・地域がん診療連携拠点病院 ・国立研究開発法人国立がん研究センター ・特定領域がん診療連携拠点病院 ・地域がん診療病院 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・小児がん拠点病院 ・小児がん中央機関 ・がんゲノム医療中核拠点病院 ・がんゲノム医療拠点病院 ・がんゲノム医療連携病院 ・特定機能病院 </td> </tr> <tr> <td>日本臨床腫瘍学会認定研修施設</td> <td>公益社団法人日本臨床腫瘍学会によって認定研修施設と認められた施設</td> </tr> </table>	がん診療連携拠点病院等	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県がん診療連携拠点病院 ・地域がん診療連携拠点病院 ・国立研究開発法人国立がん研究センター ・特定領域がん診療連携拠点病院 ・地域がん診療病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・小児がん拠点病院 ・小児がん中央機関 ・がんゲノム医療中核拠点病院 ・がんゲノム医療拠点病院 ・がんゲノム医療連携病院 ・特定機能病院 	日本臨床腫瘍学会認定研修施設	公益社団法人日本臨床腫瘍学会によって認定研修施設と認められた施設
がん診療連携拠点病院等		<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県がん診療連携拠点病院 ・地域がん診療連携拠点病院 ・国立研究開発法人国立がん研究センター ・特定領域がん診療連携拠点病院 ・地域がん診療病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・小児がん拠点病院 ・小児がん中央機関 ・がんゲノム医療中核拠点病院 ・がんゲノム医療拠点病院 ・がんゲノム医療連携病院 ・特定機能病院 		
	日本臨床腫瘍学会認定研修施設	公益社団法人日本臨床腫瘍学会によって認定研修施設と認められた施設			

■ ガン自由診療特約の保険期間と更新について

この特約の保険期間は定期です。また、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに、更新しない旨のお申し出がない場合には、この特約は更新されます。

更新の限度はありません。

ただし、次の場合にはこの特約は更新されません。

- ・更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
- ・更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないとき

※ 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なる場合（短期払）

ガン自由診療特約の更新は主契約の保険料払込期間満了までの取り扱いとなりますが、ガン自由診療特約に「主契約の保険料払込期間満了後の保障継続に関する特則」を付加し適用することにより、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に、無告知でガン自由診療特約を再度付加し、保障を継続させることができます。

「主契約の保険料払込期間満了後の保障継続に関する特則」はガン自由診療特約の締結時に付加されます。

[再度付加するガン自由診療特約（以下、新特約）について]

- ・新特約の保険料は、付加時の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。
- ・次のいずれかに該当する場合は、新特約の付加は取り扱いません。
 - ①付加する時において、主契約が失効しているとき
 - ②付加する時において、当社が新特約の締結を取り扱っていないとき
- ・新特約の保険料は、原則、**年払**（団体扱いの場合など、取り扱いが異なることがあります）により、**継続して払い込むことが必要**となります。
- ・支払限度などの規定の適用に際しては、主契約の保険料払込期間満了日までに付加されているガン自由診療特約（旧特約）と新特約の保険期間は、継続したものとみなします。

特約	名称	支払事由	支払額
重度ガン治療特約	重度ガン治療給付金	この特約の責任開始日以後に、診断確定された重度ガン(*8)(*9)の治療を目的として1日以上入院をしたとき、通院(*10)をしたとき、または在宅医療(*11)を受けたとき ただし、通院は重度ガンと診断確定された日以後の通院に限ります	支払事由に該当した日が属する月ごとに重度ガン治療給付金額(*12) 支払限度: 保険期間を通じて支払回数に限度はなし (ただし、支払事由に該当するたびに月ごとに1回の支払を限度)

*8 重度ガンとは次のいずれかに該当する悪性新生物をいいます。

(1) 最上位の進行度を示す病期等に分類される悪性新生物

(2) 他の臓器(同一の種類臓器が複数ある場合、それらは同じ臓器とみなします)に転移した悪性新生物

最上位の進行度を示す病期等とは、例えば、胃ガン・乳ガンの場合はTNM悪性腫瘍の分類のⅣ期、悪性リンパ腫の場合はAnn Arbor分類のⅣ期、慢性リンパ性白血病の場合はRai分類のⅣ期およびBinet分類のC期、脳腫瘍の場合は中枢神経系腫瘍に対するWHOグレーディングシステム(悪性度スケール)のグレード上のⅣ度などをいいます。

詳細は  約款 を参照ください。

なお、病期等の分類がないガンの種類は支払事由に該当しません。

*9 この特約の責任開始日以後に診断確定された悪性新生物について、重度ガンに該当したと診断確定されることなく、その悪性新生物を直接の原因として、被保険者の余命が6ヵ月以内と判断された場合は、その日に重度ガンに該当したと診断確定されたものとみなします。

*10 重度ガン治療特約の通院について、ご確認ください。

・ 通院とは、医師または歯科医師による治療が必要なため、病院または診療所における外来または往診により、治療を受けることをいいます。なお、治療を目的とする通院には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取のみの通院は該当しません。

・ 医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により薬剤料または処方せん料が算定される、抗がん剤、ホルモン剤または疼痛緩和薬の経口による投与を受けた場合には、医師が作成した処方せんに基づく投薬期間に属する日(ただし、被保険者が死亡した日の翌日以後の日を除きます)に通院したものとみなします。

*11 医科診療報酬点数表により在宅患者診療・指導料(往診料および救急搬送診療料を除く)が算定されたものをいいます。

*12 同一の月に重度ガン治療給付金の支払事由に2回以上該当したときは、そのうちいずれか1つの支払事由に対してのみ支払い、重複してお支払いしません。

特約	名称	支払事由	支払額
ガン 先進医療 特約 (*13)	ガン 先進医療 給付金	この特約の責任開始日以後に、診断確定されたガンを直接の原因として、先進医療による療養を受けたとき	先進医療にかかる技術料と同額 支払限度： 通算支払限度2,000万円(*14)
	ガン 先進医療 支援給付金	ガン先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療にかかる技術料相当額の20% 支払限度： 1回の療養につき100万円

※ 当社の先進医療の特約には、**重複してご契約いただくことはできません。**

*13 同一の先進医療において2回以上にわたって一連の療養を受けた場合は、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。この場合、最初にその先進医療についての療養を受けた時に支払事由に該当したものとみなします。

*14 ガン先進医療給付金の支払額が通算して2,000万円に達したとき、この特約は消滅します。

・先進医療 … 公的医療保険制度に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限り)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養や承認取消などの理由により先進医療ではなくなっている療養は除きます。先進医療を受けるには適応症などの要件があります。また、医師が必要性と合理性を認めた場合に行われます。先進医療を実施している医療機関は限定されています。最新の情報は厚生労働省のホームページを参照ください。

・評価療養 … 将来的に、公的医療保険制度における保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行なうことが必要な療養をいいます。

・療養 …… 診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

特約	名称	支払事由	支払額
ガン通院 治療特約	ガン通院 治療給付金	この特約の責任開始日以後に、診断確定されたガンの治療を目的として通院(*15)したとき(*16) ただし、診断確定された日以後の通院に限ります	ガン通院治療給付金日額 ×通院日数 支払限度： ガン通院治療給付金支払基準期間(1年)(*17)ごとに、支払日数120日 通算支払限度 なし

*15 通院とは、医師または歯科医師による治療が必要なため、病院または診療所における外来または往診により、治療を受けることをいいます。なお、治療を目的とする通院には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取のみの通院は該当しません。

*16 同一の日に2回以上ガン通院治療給付金の支払事由に該当する通院をした場合は、1回の通院とみなして取り扱い、ガン通院治療給付金は重複してお支払いしません。

*17 ガン通院治療給付金支払基準期間は、支払限度基準日(主契約の年単位の契約応当日。この特約を保険期間の途中で付加した場合は、この特約の保険期間の始期の属する日の年単位の応当日)からその直後に到来する支払限度基準日の前日までの期間です。なお、初回のガン通院治療給付金支払基準期間については、契約日(この特約を保険期間の途中で付加した場合は、この特約の保険期間の始期の属する日)からその直後に到来する支払限度基準日の前日までの期間です。

特約	名称	支払事由	支払額
ガン入院治療特約	ガン入院治療給付金	この特約の責任開始日以後に、診断確定されたガンの治療を目的として1日以上入院したとき(*18)	ガン入院治療給付金日額 ×入院日数 支払限度: 保険期間を通じて支払日数に限度はなし

*18 ガン入院治療給付金の支払事由に該当する入院を同一の日に2回以上した場合でも、ガン入院治療給付金を重複してお支払いしません。

特約	名称	支払事由	支払額
女性ガン入院治療特約	女性ガン入院治療給付金	この特約の責任開始日以後に、診断確定された女性ガン(*19)の治療を目的として1日以上入院したとき(*20)	女性ガン入院治療給付金日額 ×入院日数 支払限度: 保険期間を通じて支払日数に限度はなし
女性ガン手術・再建術サポート特約	女性ガン手術給付金	この特約の責任開始日以後に、診断確定された女性ガン(*19)の治療を目的として手術(*21)を受けたとき	支払事由に該当した日が属する月ごとに、 女性ガン手術給付金額(*22) 支払限度: 保険期間を通じて支払回数に限度はなし (ただし、支払事由に該当するたびに月ごとに1回の支払を限度)
	女性ガン乳房再建術サポート給付金(*23)	女性ガン手術給付金の支払事由に該当する所定の乳房に対する切除手術を受けた乳房について、所定の乳房再建術を受けたとき	乳房再建術1回につき、 女性ガン手術給付金額×5 支払限度: 乳房に対する切除手術を受けた乳房について、その乳房に対する切除手術1回につき1回を限度
	女性ガン乳輪・乳頭再建術サポート給付金(*23)	女性ガン手術給付金の支払事由に該当する所定の乳房に対する切除手術を受けた乳房について、所定の乳輪・乳頭再建術を受けたとき	乳輪・乳頭再建術1回につき、 女性ガン手術給付金額 支払限度: 乳房に対する切除手術を受けた乳房について、その乳房に対する切除手術1回につき1回を限度

*19 女性ガン入院治療給付金および女性ガン手術給付金において保障対象となる主な「女性ガン」は次の通りです。

悪性新生物	乳房の悪性新生物、外陰(部)の悪性新生物、膣の悪性新生物、子宮頸部の悪性新生物、子宮体部の悪性新生物、卵巣の悪性新生物、胎盤の悪性新生物 など
上皮内新生物	乳房の上皮内癌、子宮頸(部)の上皮内癌、子宮内膜の上皮内癌、外陰部の上皮内癌、膣の上皮内癌、高度子宮頸(部)の異形成、高度膣異形成、高度外陰異形成 など

詳細は  **約款** を参照ください。

*20 女性ガン入院治療給付金の支払事由に該当する入院を同一の日に2回以上した場合でも、女性ガン入院治療給付金を重複してお支払いしません。

- * 21 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為をいい、歯科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
ただし、以下に該当する手術は女性ガン手術給付金をお支払いしません。
 - ・ 再建乳房乳頭形成術
 - ・ 動脈(皮)弁および筋(皮)弁を用いた乳房再建術(乳房切除後)
 - ・ ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)
- * 22 同一の月に女性ガン手術給付金の支払事由に2回以上該当したときは、そのうちいずれか1つの支払事由に対してのみ支払い、重複してお支払いしません。
- * 23 女性ガン乳房再建術サポート給付金と女性ガン乳輪・乳頭再建術サポート給付金の支払事由に該当する手術を同時に受けた場合、および同時に両乳房について女性ガン乳房再建術サポート給付金または女性ガン乳輪・乳頭再建術サポート給付金の支払事由に該当する手術を行った場合、それぞれの給付金をお支払いします。

特約	名称	支払事由	支払額
悪性新生物収入サポート特約(*24)	悪性新生物収入サポート年金	[第1回悪性新生物収入サポート年金] この特約の責任開始日以後のこの特約の保険期間中に、責任開始日前を含めて初めて悪性新生物と診断確定されたとき [第2回以後の悪性新生物収入サポート年金(*25)] この特約の保険期間の満了日までの期間中の第1回悪性新生物収入サポート年金支払日(*26)の年単位の応当日に生存しているとき	悪性新生物収入サポート年金額

- * 24 悪性新生物収入サポート特約について、ご確認ください。
 - ・ 上皮内新生物の場合は対象となりません。
 - ・ 第1回悪性新生物収入サポート年金が支払われる場合、その支払事由が生じた日の直後に到来する払込期月以後、この特約の保険料の払い込みは不要となります。
 - ・ この特約の保険期間は定期で、保険期間および保険料払込期間は、当社の定める取り扱いの範囲内までとなります。なお、特約の保険期間は歳満了で、その年齢に達した時から最初に迎える年単位の契約応当日の前日がこの特約の保険期間満了の日となります。
 - ・ 悪性新生物収入サポート年金のお支払いは、特約の保険期間の満了までが限度となりますので、第1回悪性新生物収入サポート年金の支払事由が生じた日より、お受け取りいただける回数・総額は異なります。
 - ・ 第1回悪性新生物収入サポート年金支払日前に限り、この特約を解約することができます。第1回悪性新生物収入サポート年金支払日以後は、この特約を解約することができません。
 - ・ 第1回悪性新生物収入サポート年金支払日以後は、主契約が消滅した場合でもこの特約は消滅しません。ただし、被保険者が死亡した場合は消滅します。
- * 25 年単位の応当日が到来していない分の年金をお支払いすることはできません。なお、生存されていることの確認のため、当社所定の請求書類の提出が都度必要です。
- * 26 第1回悪性新生物収入サポート年金の支払事由が生じた日をいいます。

特約	保険料払込免除の事由
ガン保険料払込免除特約	この特約の責任開始日以後のこの特約の保険期間中に、責任開始日前を含めて初めてガンと診断確定されたときは、次の払込期月以後の保険料(付加されている特約を含みます)の払い込みは免除されます。

- ※ この特約は契約締結時のみ付加できます。
- ※ この特約が付加された場合、主契約および付加されている特約(この特約を除きます)には、この特約が付加された場合の保険料率が適用されます。

特約	概要
乗換時の取扱に関する特約	当社の既存契約の解約または内容変更(*27)を前提として、新契約を締結する(契約を乗り換える)場合に、新契約に付加する特約です。 この特約の付加により、契約を乗り換えた後に新契約の責任開始日前までにガンと診断確定されたために新契約が無効となる場合には、既存契約の解約または内容変更をなかったものとして既存契約に復旧することができます(*28)。

*27 内容変更とは、特約の解約または主契約や特約の給付金額などの減額(契約口数の減少を含みます)のことをいいます。

*28 新契約の責任開始日前までにガンと診断確定されたために新契約が無効となる場合で、ガンの診断確定の日からその日を含めて6ヵ月以内に契約者から申し出があったときは、所定の要件のもと、新契約の締結および既存契約の解約または内容変更の請求はなかったものとして、既存契約に復旧します。これにより、既存契約の給付金などをお支払いの対象とすることができます。

※ この特約は契約締結時のみ付加することができます。また、この特約を解約することはできません。

※ 新契約が成立した場合、既存契約は新契約の保険期間の始期に解約または内容変更されたものとして取り扱います。

※ 新契約と既存契約の契約者が異なる場合など、既存契約への復旧を取り扱わない場合があります。

特約	概要
給付金代理請求特約	被保険者が受取人となる給付金などや被保険者と契約者が同一人の場合の保険料の払込免除を請求できないと当社が認める特別な事情がある場合に、被保険者の戸籍上の配偶者や所定の範囲内の親族など(代理請求人)が被保険者に代わって給付金などを請求できます。 なお、代理請求人はあらかじめ指定することが可能です(指定された代理請求人を「指定代理請求人」といいます)。 この特約を主契約に付加して締結するには、被保険者の同意と当社の承諾が必要です。

※ 代理請求人の範囲

代理請求人は以下のいずれかの方です。

- ▶ 被保険者の戸籍上の配偶者
- ▶ 被保険者に配偶者がいない場合、または特別な事情により請求ができない場合は、被保険者の直系血族または被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族の1人

代理請求人をあらかじめ指定する場合、次の範囲から1人を指定できます(指定代理請求人)。

(1) 次の範囲内の者

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の直系血族
- ③ 被保険者の3親等内の親族

(2) 次の範囲内の者で、被保険者のために給付金などを請求すべき相当な関係があると当社が認めた者

- ① 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている者
- ② 被保険者の財産管理を行っている者
- ③ 死亡保険金受取人
- ④ その他(2)の①から③と同等の関係にある者

6

保険金・給付金などをお支払いできない事例

次のような場合には、保険金・給付金などをお支払いすることはできません。
以下の事例以外にも保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。
詳しくは、 **ご契約のしおり** を参照ください。

支払事由に該当しない場合

〈例〉いわゆる「前癌状態」の疾病（白板症などガンの診断確定には至っていない状態）の場合、ガンの給付金（ガン治療給付金など）はお支払いできません。

免責事由に該当する場合

（短期払の場合）

〈例〉契約者または死亡保険金受取人の故意による死亡の場合、保険料払込期間満了後死亡保険金をお支払いできません。

7

解約返戻金について

この保険の解約返戻金は以下のとおりです。

主契約	保険料払込期間中に解約した場合には、解約返戻金はありません。	
	全期払	保険期間を通じて解約返戻金はありません。
	短期払	保険料払込済後に解約したときには、保険料払込期間満了後死亡保険金の死亡保険金額と同額（ガン治療給付金額の50%相当額）の解約返戻金があります。
特約	保険料払込期間中および保険料払込期間満了後の保険期間を通じて解約返戻金はありません。	

ご契約上の注意など

- 契約者配当はありません。
- 当社の定める取り扱いの範囲内で保険料の前納ができます。
なお、前納中の契約については、減額、特約の解約、特約の中途付加などの取り扱いはできません。
また、前納された保険料のうち、保険料の払い込みを要しなくなった場合(死亡、解約など)を除き、保険料に充当されていない残額のみを払い戻すことはできません。
- 一般的に、契約年齢の低いほうが保険料は安くなります。ただし、契約年齢の低いほうが保険料が高くなる場合があります。例えば、男性において、契約年齢19歳の保険料は契約年齢20歳の保険料(非喫煙保険料率)よりも高くなります。
- 保険料の自動振替貸付および契約者貸付の取り扱いはありません。
- 既往症、職業その他によっては契約をお引き受けできない場合があります。

引受保険会社

メットライフ生命保険株式会社

終身ガン保障保険(無解約返戻金型)

ご契約に際しての重要事項

注意喚起情報

ご契約前に必ずよくお読みください。

「注意喚起情報」には、ご契約の内容に関する重要な事項のうち、特にご注意いただきたい情報を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

また、「契約概要」も必ずあわせてご確認ください。

なお、支払事由および制限事項の詳細などご契約の内容に関する事項は、後ほどお送りする「**ご契約のしおり・約款**」に記載していますのでご確認ください。

記載の内容は2023年12月現在のものです。

この保険の内容について、特にご確認ください事項

解約返戻金についてご確認ください

主契約は、保険料払込期間中に保険契約を解約した場合には解約返戻金がありません。

なお、保険料払込期間が保険期間と異なる場合(短期払)で、保険料払込済後に解約したときには、ガン治療給付金額の50%相当額の解約返戻金があります。

特約については、保険料払込期間中および保険料払込期間満了後の保険期間を通じて解約返戻金がありません。

ご契約にかかわる制度やお取り扱いについて

1

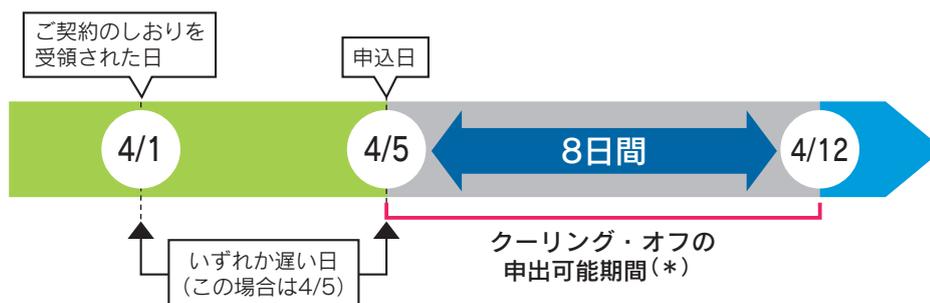
8日以内であれば、クーリング・オフ (お申し込みの撤回など)ができます

制度の内容

ご契約のお申し込み後一定期間内であれば、申込者または契約者(以下、申込者など)による書面の発信または当社ホームページからの送信により、お申し込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。お申し込みの撤回などは、書面の場合は発信時(郵便の消印日付)に、当社ホームページの場合は送信時(受付完了画面のお申出受付日付)に、効力が生じます。この場合、払い込みいただいた金額は申込者などにお返しします。

対象期間

お申し込みの撤回などが可能な期間は、申込日またはクーリング・オフ(お申し込みの撤回など)制度を記載した書面(ご契約のしおり)を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて**8日以内**となります。



* 書面の場合は4/12までの消印有効、当社ホームページからの場合は4/12までに送信したものが有効となります。

申出方法

書面でお申し込みの撤回などをする場合は、必要事項を記載した書面を下記までご郵送ください。

〒130-0012 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー
メットライフ生命保険株式会社 新契約 クーリング・オフ受付担当

必要事項
<記載例>

20XX年X月X日に申し込んだ保険契約の申し込みを取りやめます。
契約者氏名(自署): 生保 太郎
被保険者氏名: 生保 太郎
住所: ○県○市○町○-○-○
日中の連絡先: ○○○-○○○○-○○○○
証券番号: ○○○○○○○○○○
保険種類: ○○保険
返金先口座: ○○銀行○○支店 普通○○○○○○○
口座名義人: セイホ タロウ

当社ホームページでお申し込みの撤回などをする場合は、クーリング・オフのお申出フォームに必要な項目を漏れなく入力の上送信ください。

ホームページ: www.metlife.co.jp/contact/

適用除外

次の場合には、お申し込みの撤回などをすることができません。

- ・ご契約のお申し込みのために、医師の診査を受けられた場合
- ・債務履行の担保のための保険契約である場合
- ・申込者などが法人である保険契約の場合

※詳しくは、 **ご契約のしおり**▶クリーニング・オフ制度(お申し込みの撤回など) をご覧ください。

2

正しく告知されない場合、ご契約が解除されることがあります

事実を正しく告知ください(告知義務)

- 告知はご契約をお引き受けするかどうかを決定する重要なものであり、**被保険者の方などには健康状態などについて正しく告知をしていただく義務(告知義務)があります。**
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など当社がおたずねすることについて、**ありのままを正しくお知らせ(告知)ください。**
- 告知受領権は生命保険会社(会社所定の「告知書」)および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人は告知受領権がなく、**生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません**ので、ご注意ください。

正しく告知されない場合(告知義務違反)のデメリット

- 告知していただいた内容が事実と違った場合、**保険期間の始期の属する日から2年以内であれば、当社は告知義務違反としてご契約を解除することができます。**この場合、保険金・給付金などをお支払いすることはできません。また、保険料の払い込みを免除する事由が発生していても、払い込みを免除することはできません。ただし、「保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金などを支払いまたは保険料の払い込みを免除することがあります。また、ご請求が保険期間の始期の属する日から2年経過後であっても、2年以内に保険金・給付金などの支払事由が発生していた場合は、同様に当社はご契約を解除することができます。**ご契約が解除された場合、払込保険料はお返ししません。この場合、お支払いする解約返戻金などがあれば、契約者にお支払いします。**
- 現在の医療水準では治癒が困難または死亡リスクの極めて高い疾患の既往症・現症などについて**故意に告知をされなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。保険期間の始期の属する日から2年経過後のご契約であっても詐欺による取り消しとなることがあります。取り消しとなった場合、払込保険料はお返ししません。**

※告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。

ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約を解除することができます。

申込内容や告知内容についての確認

ご契約のお申し込みの際、ご契約の成立後、または保険金・給付金などのご請求時に当社の担当者または当社の委託を受けたものが申込内容や告知内容について確認させていただく場合や、コチニン検査の追加を求める場合があります。

過去に傷病歴などがある方へ

過去に病気やケガをされたことがある方なども、保険料の割り増しや保障の一部を制限するなどの条件を付けてご契約をお引き受けできる場合があります。また、当社では、保険料は割り増しされていますが通常の保険よりも引受基準を緩和もしくは引受範囲を拡大した保険商品を取り扱っています。

3

保障を開始する時期についてご確認ください (責任の開始)

- お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、保険期間の始期^(*)の属する日からその日を含めて3カ月経過後に初めて到来する、保険期間の始期の属する日の月単位の応当日（応当日のない場合は、その月の末日）を責任開始日とし、その日から保障を開始します（責任開始）。

*「保険期間の始期」とは、保険料の払込方法〈回数〉に応じて、次の時をいいます。

保険料の払込方法 〈回数〉	保険期間の始期
月払	保険契約のお申し込みを受けた時 ^(*1) または告知の時のいずれか遅い時 ^(*2)
半年払・年払	次のいずれかの時 ①保険契約のお申し込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合は、第1回保険料を受け取った時 ^(*3) ②第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約のお申し込みを承諾した場合は、告知の時または第1回保険料相当額を受け取った時 ^(*3) のいずれか遅い時

*1 保険契約のお申し込みを受けた時とは、当社または当社の担当者が申込書を受領した時をいいます。
なお、情報端末を利用したお申し込みの場合は契約者が情報端末の画面上で署名をされた時、インターネットから保険契約のお申し込みを行った場合は保険契約のお申し込みを当社が受信した時をいいます。

*2 特約を中途付加した場合は、告知または第1回保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時となります。

*3 クレジットカードによるお支払いの場合、当社がクレジットカードの有効性などを確認した時に第1回保険料を受け取ったものとします（クレジットカードはお取り扱いできない場合もありますのであらかじめご了承ください）。

- 生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は当社が承諾したときに有効に成立します。

4

保険金・給付金などをお支払いできない場合があります

次のような場合には、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。保険商品により異なりますので、詳しくは  **約款** でお確かめください。また、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合についてのより詳しい説明は、当社のホームページまたは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

■ 責任開始日前にガンと診断確定された場合

責任開始日の前日までにガンと診断確定され、ご契約が無効となったとき

■ 免責事由に該当した場合

契約者または死亡保険金受取人の故意による死亡の場合など、約款に定める免責事由に該当されたとき

■ ご契約の失効の場合

保険料の払い込みがなく、ご契約が失効したあとに支払事由に該当されたとき

■ 詐欺による取り消しに該当する場合

保険契約の締結・復活などに際して、契約者・被保険者・受取人に詐欺行為があったとき

■ 不法取得目的による無効の場合

契約者が保険金・給付金などを不法に取得する目的か、または他人に保険金・給付金などを不法に取得させる目的をもって保険契約の締結・復活などをされたとき

■ 告知義務違反による解除に該当する場合

告知していただいた内容が事実と相違したために、主契約・特約が告知義務違反により解除されたとき

■ 重大事由による解除の場合

重大事由に該当し、主契約・特約が解除されたとき

〈例〉

- 保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂も含みます)
- 保険金・給付金などの請求に関して詐欺行為があったとき(未遂も含みます)
- 他の保険契約との重複により、被保険者にかかる給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- 契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力(*1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有していると認められるとき
- その他上記と同等の重大な事由があったとき

*1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

上記に該当する場合でも、保険金・給付金などをお支払いできること(*3)や、解約返戻金などをお支払いできることがあります。

*3 責任開始時前に発病した疾病について、当社がその疾病を告知により知っていた場合や、病院への受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかった場合など

5

支払事由が生じた場合やその可能性があると思われる場合にはご連絡ください

お支払いに関する手続きなど

- お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金などの**支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合なども**、すみやかに当社または担当者までご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当社のホームページや  **ご契約のしおり・約款** にも記載していますので、あわせてご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

カスタマーサービスセンター **0120-881-796**

受付時間 月～土：9:00～18:00(年末年始および祝日除く)

電話をおかけになる際には、番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いします。

複数の支払事由に該当する可能性について

保険金・給付金などの支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**同時に複数の保険金・給付金などの支払事由に該当することがあります**ので、ご不明な点がある場合などには、ご連絡ください。

給付金などの代理請求について

- 給付金代理請求特約を付加されると、被保険者が受取人となる給付金などや被保険者と契約者が同一人の場合の保険料の払込免除を請求できないと当社が認める特別な事情がある場合に、代理請求人が給付金などを請求できます。なお、代理請求人はあらかじめ指定することが可能です(指定された代理請求人を「指定代理請求人」といいます)。
- 給付金代理請求特約を付加された場合は代理請求人(指定されている場合は指定代理請求人)に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

詳しくは、[契約概要▶給付金代理請求特約](#) および  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

6

第1回保険料の払い込みについてご確認ください

月払契約の場合

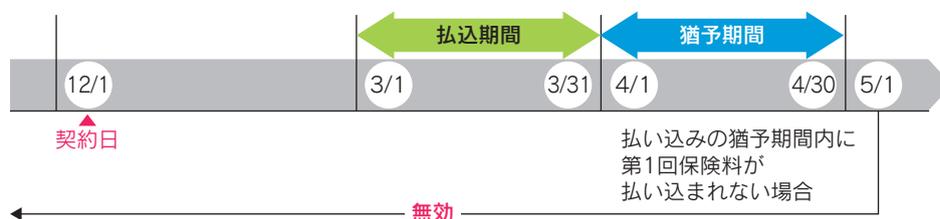
第1回保険料の払込期間

契約日からその日を含めて3カ月経過後に初めて到来する月単位の契約応当日(契約応当日がない場合は、その月の末日)(以下、「3カ月後契約応当日」といいます)の属する月の初日から末日までとなります。払込期間内に払い込みください。

第1回保険料払込の猶予期間およびご契約の無効

- 払込期間内に保険料の払い込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。
- 第1回保険料払込の猶予期間内に第1回保険料が払い込まれないときは、**ご契約は無効となります。**この場合、**ご契約の復活のお取り扱いはありません。**

【例：第1回保険料の払込期間と払込の猶予期間】



特約を中途付加する場合

中途付加する特約の第1回保険料は、お申し込み時にお支払いいただきます。

半年払契約・年払契約の場合

第1回保険料について

- 第1回保険料はお申し込み時にお支払いいただき、3カ月後契約応当日が到来した時点で、第1回保険料が対応する期間(*)に対する保険料の払い込みに充当します。
* 第1回保険料が対応する期間とは、半年払契約の場合は3カ月後契約応当日から半年単位の次の契約応当日(契約応当日がない場合はその月の末日)の前日まで、年払契約の場合は3カ月後契約応当日から年単位の次の契約応当日(契約応当日がない場合はその月の末日)の前日までをいいます。
- 3カ月後契約応当日の前日までに保険契約が消滅した場合には、第1回保険料は契約者に返還します。
- 第1回保険料はそれぞれ、3カ月後契約応当日からの3カ月分・9カ月分の保険料となります。このため、それぞれ第2回以後の保険料とは金額が異なります。

特約を中途付加する場合

中途付加する特約の第1回保険料は、お申し込み時にお支払いいただきます。

第1回保険料は、6カ月分(半年払契約)・12カ月分(年払契約)の保険料であり、第2回以後の保険料と同額となります。



過去にこの保険に加入していたことがあり、かつ以下のいずれかに該当する場合、被保険者を同一とするこの保険への加入ができないことがあります。

- ・この保険(月払契約)について、第1回保険料を払い込むことなく、解約したことや無効となったことがある
- ・この保険(半年払契約・年払契約)について、第1回保険料が充当されることなく解約したことがある

7

第2回以後の保険料の払い込みがなく払込猶予期間を過ぎた場合、ご契約は失効します

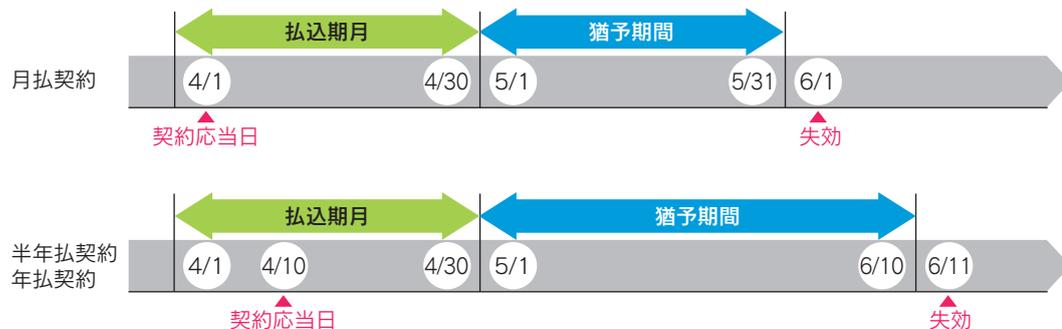
第2回以後の保険料の払込期日

保険料は払込期月（保険料を払い込みいただく月）内に払い込みください。

第2回以後の保険料払い込みの猶予期間およびご契約の失効

- 払込期月内に保険料の払い込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。
- 払い込みの猶予期間満了日までに保険料の払い込みがないときは、**ご契約は効力を失います（失効）**。
- 保険商品や契約内容などによっては、失効されたご契約でも解約請求することで解約返戻金をお支払いできる場合があります。

【例：第2回以後の保険料の払込期間と払い込みの猶予期間】



ご契約の復活

失効されたご契約でも、失効後3ヵ月以内であればご契約の復活を請求することができます。復活の請求に際しては告知と復活に必要な保険料の払い込みが必要です。当社が復活を承諾した場合には、告知と復活に必要な保険料の払い込みがされた時から、保障（責任）を開始します（この保障が開始する日を復活日といいます）。ただし、告知の際の被保険者の**健康状態などによっては、復活ができない場合があります**。なお、復活後の保険料率は、失効前の保険料率と同一となるため、復活の際、喫煙に関する告知は不要です。

8

解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります

解約返戻金と払込保険料の合計額との関係

生命保険では、払い込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は保険金・給付金などのお支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な費用にあてられます。したがって、ご契約を保険期間の途中で解約されると、多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

保険種類などにより異なる解約返戻金額

- 解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・経過期間などによって異なります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 保険商品の中には、より低廉な保険料でご契約いただけるように、解約返戻金をなくしたり、解約返戻金の支払水準を低く設定しているものがあります。

※この商品の解約返戻金については、[この保険の内容について、特にご確認ください事項](#) をご覧ください。

保険料の払込方法(回数)が年払・半年払のご契約を解約された場合

払い込まれた保険料のうち、まだ経過していない期間に対応する保険料(未経過期間保険料)があるときには、契約者にお返しします。

9

現在の保険契約を解約して新たなお申し込みをする場合、不利益が生じることがあります

現在ご契約中の保険契約を解約、減額されることを前提に、新たな保険契約のお申し込みを検討されている場合は、以下の点にご注意ください。

- 多くの場合、解約返戻金額は、**払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**
- 現在ご契約中の保険契約を解約することで、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約についても、一般のご契約と同様に告知義務があります。また、新たな保険契約の保険期間の始期の属する日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されるとともに、詐欺による取り消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
したがって、**告知内容によっては、新たにご契約をお引き受けできない場合や、その告知をされなかったために新たにご契約が解除・取り消しとなり保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。**

- 終身ガン保障保険(無解約返戻金型)には、保険期間の始期から保障されない期間(不てん補期間)があります。

現在ご契約中の保険契約にガンの保障があり、新たにお申し込みの保険契約が終身ガン保障保険(無解約返戻金型)の場合、この保障されない期間中に現在ご契約中の保険契約を解約すると、ガンの保障がない期間が発生します。

なお、現在ご契約中の保険契約が当社のガン保険などの場合は、新契約に「乗換時の取扱に関する特約」を付加することで、所定の取り扱いが可能になります。

※詳しくは、[契約概要▶乗換時の取扱に関する特約](#) および [ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

10

保険会社間で契約情報を共同利用しています (支払査定時照会制度)

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社および隣接他業態とともに、保険金などのお支払いまたは保険契約の解除、取り消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を共同して利用しております。

11

生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額などが削減されることがあります

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。

当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

12

生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を一般社団法人生命保険協会でお受けしています（指定紛争解決機関）

この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

一般社団法人生命保険協会 ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

個人情報のお取り扱いについて

1 利用目的について

メットライフ生命保険株式会社(以下「当社」といいます)は、お客さまの個人情報(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます)に定める個人番号を除きます)を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

当社は個人番号を番号法にもとづき支払調書などにお客さまの個人番号を記載して税務署長に提出する事務においてのみ収集・利用し、利用目的の達成後に個人番号をすみやかに消去します。

2 ご同意いただきたいこと

①機微(センシティブ)情報の取得・利用

当社は生命保険業務の適切な運営を確保するために必要な範囲において、健康状態や病歴などの要配慮個人情報を含む機微(センシティブ)情報を取得・利用します。

②外国を含む再保険会社への情報提供

当社は、生命保険事業において安定的な業務を行うにあたって、引受リスクの適切な分散のために、外国を含む再保険会社に保険契約の引受けを依頼することがあります(再保険会社は当社から引き受けた再保険契約を、さらに別の再保険会社に引受けを依頼することがあります)。再保険会社は、当該保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払いを目的として、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか被保険者の氏名、生年月日、性別、保健医療などの個人情報を利用します。

また、保険金・給付金などのご請求があった場合は、上記の個人情報のほか受取人などの氏名、住所、戸籍書類など、業務に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

再保険会社が所在する外国の例: 米国、EU、英国、シンガポール等

当社は、信用リスク等のさまざまな情報を踏まえて再保険会社を決定しております。現時点で移転先が決定していないため、移転先の外国の名称および移転先が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について情報提供を行うことができません。

3

外部への提供

当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報および提供先において個人データとして取得することが想定される個人関連情報を外部に提供することはありません。

- ①あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- ②法令に基づく場合のほか、個人情報保護法によりご本人の同意を得ないでご本人の個人情報を第三者に提供することが認められている場合
- ③利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（米国等の外国に所在する事業者、当社代理店を含みます）へ委託する場合
- ④外国を含む再保険会社へ情報提供する場合
- ⑤個人情報を共同利用する場合

その他詳細および最新情報は当社ホームページwww.metlife.co.jpに記載しています。

<p>保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください</p>	<p>この保険はメットライフ生命の「保険種類のご案内」に記載されている【疾病・医療保険】です。</p>
<p>生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ 当社の生命保険業務に関する 質問、相談、ならびに苦情について</p>	<p>お問い合わせ先 0120-361-777 (月～土9:00～18:00 / 年末年始および祝日を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。</p>
<p>生命保険募集人について</p>	<p>当社の担当者(生命保険募集人)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。なお、当社の担当者(生命保険募集人)の身分、権限などに関し、確認を希望される場合には、下記までお問い合わせください。 [お問い合わせ先]お客さま相談室 ☎ 0120-880-533 (月～金 9:00～17:00/年末年始および祝日除く)</p>
<p>引受保険会社</p>	<p>メットライフ生命保険株式会社 〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3 当社の情報については下記ホームページをご覧ください。 https://www.metlife.co.jp/about/</p>

その他ご確認いただきたい事柄

ガンの定義／ガンの診断確定

●ガンの定義

この保険における「ガン」は、「悪性新生物」および「上皮内新生物」のことをいいます。

ガンとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」の分類によるものとします。

また、上記分類において「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学第3版」中、新生物の性状を表す第5桁性状コードが下記のものとなります。

第5桁性状コード	
悪性新生物	/3……悪性、原発部位
	/6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
	/9……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳
上皮内新生物	/2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

ただし、一部の分類項目については、第5桁性状コードが下記のものを含みます。

第5桁性状コード
/1……良性または悪性の別不詳 境界悪性 低悪性度

▶いわゆる「前癌状態」の疾病(例えば白板症など)はガンの診断確定には至っていないため、支払対象とはなりません。

▶「ガン」について、詳しくは  **ご契約のしおり・約款** を参照ください。

●ガンの診断確定

ガンの診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師の資格を持つ者によって診断確定されたものであることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が行なわれなかった場合には、その検査が行なわれなかった理由および他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときに、他の所見による診断確定も認めることがあります。

ご契約のお手続きについて

■申込書・告知書

申込書は保険会社との契約内容を取り決めるものです。

また、告知書は当社がご契約のお引き受けの可否および条件を判断するためのもので、ともに大切なものです。

●申込書

内容を十分お確かめのうえ、契約者・被保険者ご自身で必要事項についてお知らせください。

現住所は、保険証券をお送りする際の宛先となりますので、詳しく(所番地、マンション名、アパート名、棟番号、号室まで)お知らせください。

●告知書

保険金・給付金などの支払事由が生じる可能性に関する重要な事項のうち、当社が質問した事項についてお知らせいただくものです。被保険者ご自身で正確に告知いただいたうえ、署名をお願いします。

■保険証券

ご契約をお引き受けしますと、当社は保険証券を契約者にお送りします。

保険証券は契約成立の証(あかし)ですので、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

●当社がご契約の申し込みを承諾した場合、保険証券を発行します。

●保険証券に記載された内容がお申し込みの際のものとは違っていないか、もう一度よくお確かめください。もし、内容が相違していたり、不明な点などがありましたら、当社または担当者までご連絡ください。

●保険証券は、保険金請求などのお手続きの際に必要となります。大切に保管してください。

■申込内容などの確認について

お申し込みいただいた保険契約についてお問い合わせいただく場合は、契約者または被保険者ご本人さまに限定させていただきます。

申込書・告知書の内容について確認を行う必要がある場合は、当社より申込書については契約者ご本人さま、告知書については被保険者ご本人さまへ確認させていただきます。

なお、電話で確認をさせていただく際、契約者ご本人さまが不在の場合で、同居の家族の方が保険申込について了知されている場合には、申込書について同居の家族の方へ確認させていただく場合がございます(告知書についての確認を除きます)。

用語の説明

【解約】
保険期間の途中に、契約者が保険会社に申し出て契約を将来に向かって消滅させることです。

【解約返戻金】

契約を解約された場合などに、契約者に払い戻されるお金のことです。

【給付金】

被保険者が入院や手術をされたときなどに保険会社がお支払いするお金のことです。

【契約応当日】

保険期間中の、契約日に対応する日のことです。年単位の契約応当日とは、例えば、契約日が8月1日の場合は、毎年の8月1日となります。また、月単位あるいは半年単位の契約応当日とは、それぞれ各月・半年ごとの契約日にあたる日をさします。例えば、契約日が8月1日のとき、月単位の場合は毎月1日、半年単位の場合は2月1日と8月1日となります。

【契約者】

保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利(契約内容変更の請求権など)と義務(保険料支払義務など)を持つ人のことです。

【支払事由】
約款で定める、保険金・給付金などをお支払いする場合のことです。

【主契約】

約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といいます。(参考:特約)

【責任開始】

契約の保障が開始されることを責任開始といいます。その時を責任開始時といい、その責任開始時の属する日を責任開始の日といいます。

【通院】
医師または歯科医師による治療が必要なため、病院または診療所(*)における外来または往診により、治療を受けることをいいます。

【特則】

主契約および特約の契約内容のある特定の事項について追加・変更を定めた約定(約束事)のことです。

【特約】

主契約の契約内容に追加・変更を行う特別の約定(約束事)のことです。

【入院】
医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所(*)に入り常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。

【被保険者】
保険の保障の対象となっている人のことです。

【不てん補期間】

保険期間の始期以後であっても保障されない期間をいいます。

【不慮の事故】

急激かつ偶発的な外来の事故のことをいい、疾病を原因として発生したものは含みません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。

【保険期間】
契約が有効な期間をいいます。終身(被保険者が死亡するまでと定めるもの)と定期(一定期間で、○年間と定めるもの(年満了)または○歳までと定めるもの(歳満了))があります。歳満了の場合、その年齢になられてから最初に迎える年単位の契約応当日の前日が満了日となります。

【保険金】

被保険者の死亡や高度障害、保険期間が満了したときなどに保険会社がお支払いするお金のことです。

【保険料払込期間】

保険料を払い込む期間をいいます。保険期間と保険料払込期間が同一の場合を全期払といい、また特に保険期間が終身の場合には終身払ともいいます。保険期間と保険料払込期間が異なる場合を短期払といい、払込年数で定めるものと保険料払込期間満了時の被保険者の年齢で定めるものがあります。

【免責事由】
約款に定める支払事由に該当されても、保険金・給付金などをお支払いできない場合のことです。

【約款】
保険会社があらかじめ定めた契約内容のことです。普通保険約款と特約条項があります。

- *「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものをいいます。
- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所。
ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。
 - (2) 上記の場合と同等の日本国外にある医療施設

■引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
0120-361-777